

令和6年2月19日招集

第1回天草市議会（定例会）議案書

天 草 市

## 令和6年第1回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第1号	天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	令和6年 2月19日		
議第2号	天草市体育館条例等の一部を改正する条例の制定について	"		
議第3号	天草市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第4号	天草市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第5号	天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第6号	天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	"		
議第7号	天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第8号	天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第9号	天草市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第10号	天草市資料館展示資料取得基金条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第11号	天草市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第12号	天草市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第13号	天草市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について	"		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第14号	天草市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和6年 2月19日		
議第15号	天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第16号	あらたに生じた土地の確認について	〃		
議第17号	字の区域の変更について	〃		
議第18号	工事請負契約の変更について	〃		
議第19号	指定管理者の指定について（島子地区コミュニティセンター）	〃		
議第20号	指定管理者の指定について（御所浦地区コミュニティセンター）	〃		
議第21号	指定管理者の指定について（本渡児童センター）	〃		
議第22号	指定管理者の指定について（天草市栖本温泉センター）	〃		
議第23号	財産の取得について	〃		
議第24号	令和5年度天草市一般会計補正予算（第12号）	〃		
議第25号	令和5年度天草市一般会計補正予算（第13号）	〃		
議第26号	令和5年度天草市病院事業会計補正予算（第3号）	〃		
議第27号	令和6年度天草市一般会計予算	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第28号	令和6年度天草市国民健康保険特別会計予算	令和6年 2月19日		
議第29号	令和6年度天草市介護保険特別会計予算	〃		
議第30号	令和6年度天草市後期高齢者医療特別会計予算	〃		
議第31号	令和6年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算	〃		
議第32号	令和6年度天草市国民健康保険診療施設特別会計予算	〃		
議第33号	令和6年度天草市斎場事業特別会計予算	〃		
議第34号	令和6年度天草市一町田財産区特別会計予算	〃		
議第35号	令和6年度天草市新合財産区特別会計予算	〃		
議第36号	令和6年度天草市病院事業会計予算	〃		
議第37号	令和6年度天草市水道事業会計予算	〃		
議第38号	令和6年度天草市下水道事業会計予算	〃		

## 議第 1 号

天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

天草市消防団員等公務災害補償条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8, 9 0 0 円」を「9, 1 0 0 円」に改める。

別表団長、副団長及び方面隊長の項中「1 2, 4 4 0 円」を「1 2, 5 0 0 円」に、「1 3, 3 2 0 円」を「1 3, 3 5 0 円」に改め、同表方面副隊長、分団長及び副分団長の項中「1 0, 6 7 0 円」を「1 0, 8 0 0 円」に、「1 1, 5 5 0 円」を「1 1, 6 5 0 円」に、「1 2, 4 4 0 円」を「1 2, 5 0 0 円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8, 9 0 0 円」を「9, 1 0 0 円」に、「9, 7 9 0 円」を「9, 9 5 0 円」に、「1 0, 6 7 0 円」を「1 0, 8 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項第 2 号及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた天草市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正を踏まえ、損害補償の補償基礎額の改定を行うため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 2 号

天草市体育館条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市体育館条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市体育館条例等の一部を改正する条例

(天草市体育館条例の一部改正)

第 1 条 天草市体育館条例(平成 1 8 年天草市条例第 1 0 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 天草市宮地岳体育館の項、天草市浅海体育館の項、天草市二江体育館の項及び天草市大江体育館の項を削る。

別表第 2 中 「 | 天草市魚貫体育館 |  
天草市浅海体育館 | 」 を 「 | 天草市魚貫体育館 | 」 に、 「 | 天草市福連木  
天草市大江体  
育館 | 」 を 「 | 天草市福連木体育館 | 」 に、 「 | 天草市栢宇土体育館 |  
天草市宮地岳体育館 | 」 を 「 | 天草市栢  
宇土体育館 | 」 に、 「 | 天草市鬼池体育館 |  
天草市二江体育館 | 」 を 「 | 天草市鬼池体育館 | 」 に、改める。

(天草市運動広場条例の一部改正)

第 2 条 天草市運動広場条例(平成 1 8 年天草市条例第 1 0 4 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 天草市稜南運動広場の項、天草市牧島グラウンドの項及び天草市福連木運動広場の項を削る。

別表第 3 天草市牧島グラウンド夜間照明施設の項を削る。

(天草市武道場条例の一部改正)

第 3 条 天草市武道場条例(平成 1 8 年天草市条例第 1 0 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表天草市河浦弓道場の項を削る。

第 3 条中「、柔剣道場及び弓道場」を「及び柔剣道場」に改める。

別表第1 天草市河浦弓道場の項を削る。

別表第2 中 「 | 天草市倉岳武道場 |  
| 天草市河浦弓道場 | 」 を 「 | 天草市倉岳武道場 | 」 に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

社会体育施設の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

### 議第 3 号

天草市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

天草市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項第 5 号中「第 1 0 条第 1 項」の次に「又は第 1 0 条の 2」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 1 3 年法律第 3 1 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

## 議第 4 号

天草市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

天草市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

天草市敬老祝金支給条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「3 万円」を「1 万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市敬老祝金支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に満 8 8 歳に達した者に対して支給する祝金の額について適用し、同日前に満 8 8 歳に達した者に対して支給する祝金の額については、なお従前の例による。

（提案理由）

敬老祝金の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

## 議第 5 号

### 天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

天草市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

天草市長 馬場 昭治

### 天草市介護保険条例の一部を改正する条例

天草市介護保険条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同項第 1 号中「3 4, 8 0 0 円」を「3 1, 1 2 2 円」に改め、同項第 2 号中「5 2, 2 0 0 円」を「4 6, 8 5 4 円」に改め、同項第 3 号中「5 2, 2 0 0 円」を「4 7, 1 9 6 円」に改め、同項第 4 号中「6 2, 6 4 0 円」を「6 1, 5 6 0 円」に改め、同項第 5 号中「6 9, 6 0 0 円」を「6 8, 4 0 0 円」に改め、同項第 6 号中「8 3, 5 2 0 円」を「8 2, 0 8 0 円」に改め、同項第 7 号中「9 0, 4 8 0 円」を「8 8, 9 2 0 円」に改め、同項第 8 号中「1 0 4, 4 0 0 円」を「1 0 2, 6 0 0 円」に改め、同項第 9 号中「1 1 8, 3 2 0 円」を「1 1 6, 2 8 0 円」に改め、同項に次の 4 号を加える。

- (10) 令第 3 8 条第 1 項第 1 0 号に掲げる者 1 2 9, 9 6 0 円
- (11) 令第 3 8 条第 1 項第 1 1 号に掲げる者 1 4 3, 6 4 0 円
- (12) 令第 3 8 条第 1 項第 1 2 号に掲げる者 1 5 7, 3 2 0 円
- (13) 令第 3 8 条第 1 項第 1 3 号に掲げる者 1 6 4, 1 6 0 円

第 3 条第 2 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に、「2 万 8 8 0 円」を「1 万 9, 4 9 4 円」に改め、同条第 3 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に、「3 万 4, 8 0 0 円」を「3 万 3, 1 7 4 円」に改め、同条第 4 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に、「4 万 8, 7 2 0 円」を「4 万 6, 8 5 4 円」に改める。

第 6 条第 3 項中「又は第 8 号口」を「、第 8 号口、第 9 号口、第 1 0 号口、第 1 1 号口又は第 1 2 号口」に、「第 8 号まで」を「第 1 2 号まで」に改める。

第12条第2項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない事由により、その日までに申請することが著しく困難であると認められる場合は、この限りでない。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

介護保険の保険料率は、介護保険法（平成9年法律第123号）第129条第2項の規定により、条例で定める必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 6 号

天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年天草市条例第 4 4 号)の一部を次のように改める。

第 3 条第 5 項中「(複合型サービス)を削り、「をいう。以下同じ。)(看護小規模多機能型居宅介護(介護保険法施行規則(平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。以下「施行規則」という。))第 1 7 条の 1 2 に規定する看護小規模多機能型居宅介護をいう。第 2 1 7 条において同じ。))」を「(同項第 1 号に掲げるサービス)に改める。

第 5 条第 1 号中「施行規則」を「介護保険法施行規則(平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。以下「施行規則」という。))」に改める。

第 6 条第 5 項第 5 号中「第 1 0 2 条」を「第 1 0 2 条第 1 項」に改め、同項中第 1 1 号を削り、第 1 2 号を第 1 1 号とし、同条第 6 項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第 7 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 9 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。))」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気

的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第230条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)に改める。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第26条第11項」を「第26条第10項」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又

は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第67条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第77条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第67条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第78条の3中「第20条第2項」と、同項第3号を「第20条第2項」と、同項第4号に、「第28条」と、同項第4号を「第28条」と、同項第5号に改める。

第82条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第88条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状

況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第95条第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第88条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第99条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第102条第2項中「介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第103条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第105条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第108条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第105条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第111条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第112条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設さ

れている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第121条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第134条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第134条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第135条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第139条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第149条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第153条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第155条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第156条中「及び第133条」を「、第133条及び第134条の2」に改める。

第158条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

1 1 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第176条において準用する第134条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第159条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第174条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、

新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第175条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第9号を削る。

第176条中「及び第128条」を「、第128条及び第134条の2」に改める。

第178条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に、「百以上」を「100以上」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第179条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第192条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第193条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第194条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第199条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

第199条第1項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第199条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第203条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第204条中「及び第75条第1項から第4項まで」を「、第75条第1項から第4項まで及び第134条の2」に改める。

第214条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第216条中「第4項まで」の次に「、第134条の2」を加える。

第217条中「該当する」の次に「法第8条第23項に規定する」を加え、「看護小規模

多機能型居宅介護」を「同項第1号に掲げるサービス」に改める。

第218条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第14項中「該当する」の次に「法第8条第23項に規定する」を加える。

第219条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第224条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第228条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第229条中「及び第134条」を「、第134条及び第134条の2」に改める。

第230条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年天草市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（、「附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法」及び「をいう。第44条第6項において同

じ。)」を削る。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第90条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する

前条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第69号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第62条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第62条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多

機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第63条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第71条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第78条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第82条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時

等の対応について協議を行わなければならない。

- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第84条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第85条中「及び第61条」を「、第61条及び第62条の2」に改める。

第90条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年天草市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得

ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「規定」の次に「（第33条第29号の規定を除く。）」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(7) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

○ 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第36条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（天草市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 天草市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年天草市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第5条第2項中「35又は35」を「（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第29号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又は44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又は49に満たない端数ごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「利用申込者又は」を「利用者又は」に改め、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」及び「当該利用申込者の」を削り、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第22号中「第18号」を「前号」に改め、同条第29号中「規定により」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同条第30号中「法第115条の48第3項」を「法第115条の48第4項」に改める。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第34条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい

う。)」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中第9条第2項第2号及び第230条第1項の改正規定、第2条中第11条第2項第2号及び第90条第1項の改正規定、第3条中第7条第4項第2号及び第36条第1項の改正規定並びに第4条中第7条第4項第2号及び第34条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」という。)第34条第3項(新地域密着型サービス基準条例第59条、第78条、第78条の3、第96条、第109条、第136条、第156条、第176条、第204条、第216条及び第229条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後の天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第32条第3項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第64条及び第85条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。)第24条第3項(新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の天草市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。)第25条第3項(新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とある

のは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第121条第7号及び第224条第7号並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第134条の2（新地域密着型サービス基準条例第156条、第176条、第204条、第216条及び第229条において準用する場合を含む。）及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第62条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第85条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 5 施行日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第199条第1項（新地域密着型サービス基準条例第216条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

（提案理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）等の施行に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 7 号

天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年天草市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「第 1 9 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「第 1 9 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「同号に規定する利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第 2 の 1 の項から 3 の項までを次のように改める。

1	市長 子ども医療費の助成に関する 事務	住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号） 第 7 条第 4 号に規定する事項（以下「住民票 関係情報」という。）、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）その他の地方税に関する 法律に基づく条例の規定により算定した税額 又はその算定の基礎となる事項に関する情報 （以下「地方税関係情報」という。）、児童
---	---------------------------	--

		<p>手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）</p>
2	市長	<p>ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務</p> <p>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）及び中国残留邦人等支援給付等関係情報</p>
3	市長	<p>一般住宅（天草市一般住宅条例（平成18年天草市条例第240号）第2条の一般住宅をいう。）の管理に関する事務</p> <p>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）</p>

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

## 議第 8 号

### 天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

天草市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

天草市長 馬場 昭治

### 天草市手数料条例の一部を改正する条例

(天草市手数料条例の一部改正)

第 1 条 天草市手数料条例（平成 1 8 年天草市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができるものを含む。次号において同じ。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同条中第 1 3 0 号を第 1 3 2 号とし、第 7 号から第 1 2 9 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 6 号中「の書類」の次に「又は電子化された届書等情報の内容を表示したもの」を加え、「書類 1 件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの 1 件」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「事項」の次に「又は電子化された届書等情報の内容」を加え、同号を同条第 7 号とし、同条中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同条第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 1 件につき 7 0 0 円（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令第 1 条の 2 に規定する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行うとき又は除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄抄本若しくは除籍証明書と同時に請求を行うときは、無料）

第 2 条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 1 件につき 4 0 0 円（地方公共団体

の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に規定する方法により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行うとき又は戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄抄本若しくは戸籍証明書と同時に請求を行うときは、無料）

第2条 天草市手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第40号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条第118号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別表第3備考中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

戸籍法（昭和22年法律第224号）等の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

議第 9 号

天草市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

天草市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市漁港管理条例の一部を改正する条例

天草市漁港管理条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 0 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第 1 4 条第 1 項中「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「受けた者」の次に「又は法第 4 3 条第 4 項に規定する認定計画実施者（法第 4 4 条第 1 項に規定する認定計画において法第 4 2 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第 5 0 条第 1 項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加え、同項ただし書中「同条第 4 項」を「法第 3 9 条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

漁港漁場整備法（昭和 2 5 年法律第 1 3 7 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 10 号

天草市資料館展示資料取得基金条例の一部を改正する条例の制定について

天草市資料館展示資料取得基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 19 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市資料館展示資料取得基金条例の一部を改正する条例

天草市資料館展示資料取得基金条例（平成 18 年天草市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

天草市博物館及び資料館展示資料取得基金条例

第 1 条中「天草市資料館展示資料取得基金」を「天草市博物館及び資料館展示資料取得基金」に改める。

第 2 条第 1 項中「800 万 5,471 円」を「1,468 万 2,500 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（御所浦町全島博物館構想推進基金条例の廃止）

2 御所浦町全島博物館構想推進基金条例（平成 10 年御所浦町条例第 10 号）は、廃止する。

（提案理由）

天草市資料館展示資料取得基金を天草市立御所浦恐竜の島博物館の展示資料の取得に活用するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 11 号

天草市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

天草市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 19 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市営住宅条例の一部を改正する条例

天草市営住宅条例（平成 18 年天草市条例第 235 号）の一部を次のように改正する。

第 40 条中「第 38 条の申出により市営住宅」を「法第 44 条第 3 項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 12 号

天草市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

天草市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 19 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市都市公園条例の一部を改正する条例

天草市都市公園条例（平成 18 年天草市条例第 245 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 陸上競技場の項を次のように改める。

多目的 広場	本渡運動公 園	1 基本使用料																						
		(1) スポーツに利用する場合																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料（1時間当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">団体</td> <td rowspan="2">全面</td> <td>一般</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>高校生以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">半面</td> <td>一般</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>高校生以下</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人</td> <td></td> <td>一般</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高校生以下</td> <td>50円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		使用料（1時間当たり）	団体	全面	一般	2,000円	高校生以下	1,000円		半面	一般	1,000円	高校生以下	500円	個人		一般	100円		高校生以下	50円
区分		使用料（1時間当たり）																						
団体	全面	一般	2,000円																					
		高校生以下	1,000円																					
	半面	一般	1,000円																					
		高校生以下	500円																					
個人		一般	100円																					
		高校生以下	50円																					
		(2) スポーツ以外の催物に利用する場合は、別表第 1 を適用する。																						
		(3) 市外の利用者が施設の団体使用をする場合は、使用料の額に 2 を乗じて得た額とする。																						
		2 夜間照明施設使用料 1 時間当たり 1,500円																						

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

（提案理由）

本渡運動公園陸上競技場を多目的広場として整備することに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 13 号

天草市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について

天草市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 19 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

天草市ふれあいセンター条例（平成 18 年天草市条例第 110 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表茂串総合学習施設白浜いきいき館の項を削る。

別表茂串総合学習施設白浜いきいき館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

天草市ふれあいセンターの見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 14 号

天草市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 19 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(天草市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 天草市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 18 年天草市条例第 256 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(天草市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 天草市病院事業の設置等に関する条例（平成 21 年天草市条例第 85 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

議第 15 号

天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 19 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例

天草市水道事業給水条例（平成 18 年天草市条例第 258 号）の一部を次のように改正する。  
第 5 条、第 35 条第 2 項及び第 41 条第 1 号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。  
これが、この条例を提出する理由である。

議第 16 号

あらたに生じた土地の確認について

天草市の区域内に公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認するものとする。

令和 6 年 2 月 19 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市志柿町字東大迫 7013 番 14 から 7013 番 12 を経て 7016 番 2 に至る間の土地に接する国道の地先公有水面埋立地

1,433.14 平方メートル

（提案理由）

市の区域内にあらたに生じた土地を確認するには、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 17 号

字の区域の変更について

公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により天草市の字の区域を次のとおり変更するものとする。

令和 6 年 2 月 19 日提出

天草市長 馬場 昭治

あらたに生じた土地	編入する字
天草市志柿町字東大迫 7013 番 14 から 7013 番 12 を経て 7016 番 2 に至る間の土地に接する国道の地先公有水面埋立地 1,433.14 平方メートル	天草市志柿町字 東大迫

（提案理由）

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 18 号

工事請負契約の変更について

令和 5 年 9 月 22 日議決された議第 80 号「工事請負契約の締結について」の一部を次のように変更するものとする。

令和 6 年 2 月 19 日提出

天草市長 馬場 昭治

「契約の金額 178,669,700 円」を「契約の金額 184,153,200 円」とする。

(提案理由)

本渡運動公園改修その 2 工事において、工期延長に伴い契約金額を増額する必要性が生じたため、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 19 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 6 年 2 月 19 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

島子地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市有明町大島子 2550 番地 1

島子地区振興会

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 20 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 6 年 2 月 19 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
御所浦地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体  
天草市御所浦町御所浦 4 3 1 0 番地 7  
御所浦地区振興会
- 3 指定の期間  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 21 号

指定管理者の指定について

天草市児童館条例（平成 18 年天草市条例第 129 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 6 年 2 月 19 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
本渡児童センター
- 2 指定管理者となる団体  
天草市佐伊津町 5 1 6 番地  
合同会社天草サポートステーション
- 3 指定の期間  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 22 号

指定管理者の指定について

天草市栖本温泉センター条例（平成 18 年天草市条例第 214 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 6 年 2 月 19 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
天草市栖本温泉センター
- 2 指定管理者となる団体  
菊池郡大津町室 686 番地 1  
株式会社グッドスタッフ
- 3 指定の期間  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議第 23 号

### 財産の取得について

次のとおり動産を取得するものとする。

令和 6 年 2 月 19 日提出

天草市長 馬場 昭治

- |          |  |
|----------|--|
| 1 取得の目的  | 小学校における教師用指導書及び指導者用デジタル教科書更新に伴うもの                            |
| 2 品 名 等  | 小学校教師用指導書及び指導者用デジタル教科書                                       |
| 3 契約の方法  | 随意契約   |
| 4 取得金額   | 61,478,560 円   |
| 5 契約の相手方 | 住 所 天草市中央新町 14 番 11 号<br>名 称 合名会社鶴田玉文堂<br>代表者 代表社員 鶴田 健三     |
|          | 住 所 天草市久玉町 14 11 番地 7 1<br>名 称 ブックス修文社<br>代表者 益田 久雄          |
|          | 住 所 天草市本渡町本戸馬場 1593 番地 1<br>名 称 有限会社新日本教材<br>代表者 代表取締役 吉田 光伸 |

#### (提案理由)

予定価格が 2 千万円以上の動産の買入れをするには、天草市財産条例（平成 18 年天草市条例第 60 号）第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 2 4 号

令和 5 年度天草市一般会計補正予算（第 1 2 号）

令和 5 年度天草市の一般会計補正予算（第 1 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 379,140 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 61,489,027 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		9,032,635	379,140	9,411,775
	2 国庫補助金	3,198,118	379,140	3,577,258
補正されなかった款項に係る額		52,077,252		52,077,252
歳入合計		61,109,887	379,140	61,489,027

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		18,724,461	379,140	19,103,601
	1 社会福祉費	6,614,569	379,140	6,993,709
補正されなかった款項に係る額		42,385,426		42,385,426
歳出合計		61,109,887	379,140	61,489,027

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰生活支援給付金給付事業（住民税均等割のみ課税世帯・こども加算分）	298,498

議第 2 5 号

令和 5 年度天草市一般会計補正予算（第 1 3 号）

令和 5 年度天草市の一般会計補正予算（第 1 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,624,370 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 64,113,397 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		22,027,361	248,199	22,275,560
	1 地方交付税	22,027,361	248,199	22,275,560
15 国庫支出金		9,411,775	1,672,218	11,083,993
	1 国庫負担金	5,817,309	479	5,817,788
	2 国庫補助金	3,577,258	1,671,739	5,248,997
16 県支出金		4,351,386	3,055	4,354,441
	2 県補助金	1,670,183	3,055	1,673,238
18 寄附金		2,512,000	1,000	2,513,000
	1 寄附金	2,512,000	1,000	2,513,000
19 繰入金		1,793,610	591,242	2,384,852
	2 基金繰入金	1,793,610	591,242	2,384,852
21 諸収入		731,833	49,956	781,789
	5 雑入	654,804	49,956	704,760
22 市債		5,614,600	58,700	5,673,300
	1 市債	5,614,600	58,700	5,673,300
補正されなかった款項に係る額		15,046,462		15,046,462
歳入合計		61,489,027	2,624,370	64,113,397

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		14,282,805	494,774	14,777,579
	1 総務管理費	13,598,734	494,774	14,093,508
3 民生費		19,103,601	1,562,345	20,665,946
	1 社会福祉費	6,993,709	1,484,257	8,477,966
	3 児童福祉費	6,195,814	6,110	6,201,924
	4 生活保護費	1,461,862	71,978	1,533,840
4 衛生費		6,639,904	216,156	6,856,060
	1 保健衛生費	1,430,865	154,099	1,584,964
	2 環境費	3,399,402	56,019	3,455,421
	5 病院費	1,062,258	6,038	1,068,296
5 農林水産業費		2,834,005	94,474	2,928,479
	1 農業費	1,684,452	67,523	1,751,975
	2 林業費	258,987	6,501	265,488
	3 水産業費	890,566	20,450	911,016
6 商工費		2,552,159	218,815	2,770,974
	1 商工費	2,552,159	218,815	2,770,974
7 土木費		2,883,668	11,316	2,894,984
	2 道路橋梁費	1,184,198	2,100	1,186,298
	3 河川費	262,458	9,216	271,674
8 消防費		1,967,999	25,490	1,993,489
	1 消防費	1,967,999	25,490	1,993,489

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教育費		3,882,630	1,000	3,883,630
	7 社会教育費	966,264	1,000	967,264
補正されなかった款項に係る額		7,342,256		7,342,256
歳出合計		61,489,027	2,624,370	64,113,397

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	出張所窓口業務委託事業	25,294
	4 住民基本台帳費	戸籍システム等改修事業	15,912
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰生活支援給付金給付事業（令和6年度分 住民税非課税世帯等・こども加算分）	421,161
		定額減税補足給付金給付事業	1,063,096
	2 高齢者福祉費	公的介護施設等整備支援事業	7,125
	3 児童福祉費	児童福祉総務費事務経費	4,697
		保育所等光熱費高騰対策事業	6,110
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	479
5 農林水産業費	1 農業費	農業者支援物価高騰緊急対策事業	50,379
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	51,778
	2 林業費	単県治山事業	17,076
	3 水産業費	赤潮被害経営再建緊急支援事業	192,000
		漁業用資材高騰対策緊急支援事業	20,450
		津波・高潮危機管理対策事業	61,900
		水産基盤整備事業	147,254
	6 商工費	1 商工費	企業誘致促進事業
中小企業・小規模事業者緊急支援事業			100,000
令和5年度地域通貨プレミアムポイント付与事業			137,944
観光施設整備事業			19,352

款	項	事業名	金額
7 土木費	2 道路橋梁費	道路メンテナンス事業	5,500
		市道改良（交付金）事業	8,500
		市道改良（単独）事業	18,912
	3 河川費	土砂災害危険住宅移転促進事業	3,000
	4 港湾費	海岸堤防老朽化対策事業	28,000
	7 住宅費	市営住宅営繕事業	1,500
9 教育費	7 社会教育費	棚底城跡調査整備事業	38,973

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
クリーンセンター整備事業	508,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金につい てはその融資条 件により、銀行 その他の場合に はその債権者と 協定するものよ り。ただし、市 財政の都合によ り据置期間及び 償還期限を短縮 し、又は繰上償 還もしくは低利 に借換えること ができる。	564,100	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
観光施設整備事業	859,300	〃	〃	〃	840,200	〃	〃	〃
道路橋梁整備事業	294,100	〃	〃	〃	296,000	〃	〃	〃
河川整備事業	160,800	〃	〃	〃	169,500	〃	〃	〃
災害復旧事業	64,300	〃	〃	〃	75,500	〃	〃	〃

議第26号

令和5年度天草市病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和5年度天草市の病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度天草市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 病院事業収益	4,312,448 千円	6,038 千円	4,318,486 千円
第2項 医業外収益	755,214 千円	6,038 千円	761,252 千円

（他会計からの補助金）

第3条 予算第9条に定めた補助金の金額を次のように改める。

款	項	既決予定額	補正予定額	計
病院事業収益	医業外収益	24,004 千円	6,038 千円	30,042 千円
合	計	29,504 千円	6,038 千円	35,542 千円

令和6年2月19日提出

天草市長 馬場 昭治

議第27号

令和6年度天草市一般会計予算

令和6年度天草市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 55,848,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月19日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		7,542,777
	1 市民税	2,970,015
	2 固定資産税	3,380,721
	3 軽自動車税	309,995
	4 市たばこ税	547,000
	6 入湯税	27,000
	7 都市計画税	308,046
2 地方譲与税		578,586
	1 地方揮発油譲与税	114,000
	2 自動車重量譲与税	359,000
	3 森林環境譲与税	104,586
	4 航空機燃料譲与税	1,000
3 利子割交付金		1,000
	1 利子割交付金	1,000
4 配当割交付金		34,000
	1 配当割交付金	34,000
5 株式等譲渡所得割交付金		34,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	34,000
6 法人事業税交付金		145,000
	1 法人事業税交付金	145,000

## 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
7 地方消費税交付金		1,852,000
	1 地方消費税交付金	1,852,000
8 ゴルフ場利用税交付金		10,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	10,000
9 環境性能割交付金		49,000
	1 環境性能割交付金	49,000
10 地方特例交付金		42,000
	1 地方特例交付金	42,000
11 地方交付税		22,475,000
	1 地方交付税	22,475,000
12 交通安全対策特別交付金		6,000
	1 交通安全対策特別交付金	6,000
13 分担金及び負担金		126,038
	1 分担金	45,680
	2 負担金	80,358
14 使用料及び手数料		697,539
	1 使用料	492,540
	2 手数料	204,999

## 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
15 国庫支出金		6,592,387
	1 国庫負担金	5,373,229
	2 国庫補助金	1,202,525
	3 国庫委託金	16,633
16 県支出金		4,157,198
	1 県負担金	2,517,360
	2 県補助金	1,493,743
	3 県委託金	146,095
17 財産収入		123,551
	1 財産運用収入	87,230
	2 財産売払収入	36,321
18 寄附金		2,515,000
	1 寄附金	2,515,000
19 繰入金		3,847,503
	2 基金繰入金	3,847,503
20 繰越金		1
	1 繰越金	1

## 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
21 諸収入		703,820
	1 延滞金、加算金及び過料	2,335
	2 市預金利子	49
	3 貸付金元利収入	520
	4 受託事業収入	45,658
	5 雑入	655,258
22 市債		4,315,600
	1 市債	4,315,600
歳入	合計	55,848,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		268,559
	1 議会費	268,559
2 総務費		9,116,830
	1 総務管理費	8,447,133
	2 徴税費	310,209
	3 地籍調査費	39,999
	4 戸籍住民基本台帳費	175,544
	5 選挙費	81,224
	6 統計調査費	28,940
	7 監査委員費	33,781
3 民生費		17,626,695
	1 社会福祉費	5,520,253
	2 高齢者福祉費	4,570,730
	3 児童福祉費	6,139,784
	4 生活保護費	1,395,128
	5 災害救助費	800

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
4 衛生費		6,461,283
	1 保健衛生費	1,023,389
	2 環境費	3,644,305
	3 斎場費	142,467
	4 水道費	396,672
	5 病院費	1,110,810
	6 看護専門学校費	143,640
5 農林水産業費		2,646,860
	1 農業費	1,580,056
	2 林業費	299,151
	3 水産業費	767,653
6 商工費		2,772,404
	1 商工費	2,772,404
7 土木費		3,544,753
	1 土木管理費	228,654
	2 道路橋梁費	2,082,781
	3 河川費	270,936
	4 港湾費	121,388
	5 都市計画費	519,146
	7 住宅費	321,848

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
8 消防費		2,054,167
	1 消防費	2,054,167
9 教育費		4,404,308
	1 教育総務費	1,283,813
	2 小学校費	347,209
	3 中学校費	770,810
	4 幼稚園費	99,716
	6 学校給食費	947,280
	7 社会教育費	955,480
10 災害復旧費		181,498
	1 農林水産施設災害復旧費	144,288
	2 公共土木施設災害復旧費	37,210
11 公債費		6,740,643
	1 公債費	6,740,643
13 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳 出	合 計	55,848,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
固定資産標準地鑑定業務委託料	令和7年度～令和8年度	45,146
農業振興地域整備計画策定業務委託料	令和7年度	4,000
令和6年度商工業設備投資資金利子補給	令和7年度～令和9年度	5,600
令和6年度起業創業支援資金利子補給	令和7年度～令和9年度	16,585
令和6年度中小企業・小規模事業者緊急支援資金利子補給	令和7年度～令和9年度	5,640
瀬戸歩道橋機械・電気設備更新工事	令和7年度	646,000
学校給食調理業務等委託料（本渡学校給食センター）	令和7年度～令和9年度	509,469
天草市民センター舞台機構制御盤修繕	令和7年度	3,586

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域情報化事業	26,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができ る。
広域ネットワーク整備事業	28,500			
公共交通対策事業	213,700			
コミュニティセンター整備事業	24,000			
体育施設整備事業	285,100			
庁舎整備事業	7,000			
普通財産施設整備事業	72,900			
クリーンセンター整備事業	748,200			
環境対策事業	10,000			
看護専門学校施設整備事業	17,800			
農業農村整備事業	196,400			
農林業施設整備事業	23,100			
林道整備事業	23,000			
治山事業	6,000			
漁港施設整備事業	259,400			
観光施設整備事業	149,800			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
住宅改修事業	90,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができる。
道路橋梁整備事業	626,900			
河川整備事業	146,100			
港湾改修事業	86,000			
街路整備事業	107,800			
公園整備事業	90,500			
消防防災施設整備事業	246,700			
小学校施設整備事業	47,700			
中学校施設整備事業	510,000			
共同調理場施設整備事業	36,700			
文化財整備事業	21,400			
文化施設整備事業	23,000			
資料館整備事業	107,800			
災害復旧事業	19,900			
臨時財政対策債	64,000			
計	4,315,600			

議第28号

令和6年度天草市国民健康保険特別会計予算

令和6年度天草市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,741,168千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月19日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,410,358
	1 国民健康保険税	1,410,358
2 使用料及び手数料		1,000
	2 手数料	1,000
3 国庫支出金		5,394
	2 国庫補助金	5,394
5 県支出金		9,133,018
	1 県負担金・補助金	9,133,018
6 財産収入		618
	1 財産運用収入	618
7 繰入金		1,176,481
	1 一般会計繰入金	1,013,164
	2 基金繰入金	163,317
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		14,298
	1 延滞金、加算金及び過料	4,100
	2 預金利子	3
	3 雑入	10,195
歳入	合計	11,741,168

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		160,034
	1 総務管理費	141,226
	2 徴税費	7,074
	3 運営協議会費	579
	4 国民健康保険特別対策事業費	11,155
2 保険給付費		8,737,741
	1 療養諸費	7,477,758
	2 高額療養費	1,237,768
	3 移送費	300
	4 出産育児諸費	18,000
	5 葬祭諸費	3,600
	6 傷病手当金	315
3 国民健康保険事業費納付金		2,583,997
	1 医療給付費分	1,868,629
	2 後期高齢者支援金等分	541,039
	3 介護納付金分	174,329
6 保健事業費		144,377
	1 保健事業費	10,124
	2 特定健康診査等事業費	105,646
	3 総合保健施設事業費	28,607

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
7 基金積立金		618
	1 基金積立金	618
9 諸支出金		94,401
	1 償還金及び還付加算金	10,001
	2 繰出金	84,400
10 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		11,741,168

令和6年度天草市介護保険特別会計予算

令和6年度天草市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,528,825千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月19日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		1,790,258
	1 介護保険料	1,790,258
2 使用料及び手数料		200
	1 手数料	200
3 国庫支出金		3,080,474
	1 国庫負担金	1,907,013
	2 国庫補助金	1,173,461
4 支払基金交付金		2,971,174
	1 支払基金交付金	2,971,174
5 県支出金		1,654,577
	1 県負担金	1,566,261
	2 県補助金	88,316
6 財産収入		466
	1 財産運用収入	466
7 繰入金		2,031,038
	1 一般会計繰入金	1,825,038
	2 基金繰入金	206,000
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		637
	1 延滞金、加算金及び過料	120
	2 預金利子	4
	3 雑入	513
歳入	合計	11,528,825

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		260,140
	1 総務管理費	144,314
	2 徴収費	4,696
	3 介護認定審査会費	110,161
	4 趣旨普及費	412
	5 計画策定委員会費	557
2 保険給付費		10,687,000
	1 介護サービス等諸費	9,630,500
	2 介護予防サービス等諸費	314,100
	3 その他諸費	10,000
	4 高額介護サービス等費	256,000
	5 高額医療合算介護サービス等費	35,000
	6 特定入所者介護サービス等費	441,400
5 地域支援事業費		570,079
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	317,361
	2 包括的支援事業・任意事業費	252,718
6 基金積立金		466
	1 基金積立金	466
7 公債費		500
	1 公債費	500

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
8 諸支出金		3,001
	1 償還金及び還付加算金	3,001
9 予備費		7,639
	1 予備費	7,639
歳 出 合 計		11,528,825

議第30号

令和6年度天草市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度天草市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,626,665千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月19日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,042,527
	1 後期高齢者医療保険料	1,042,527
2 使用料及び手数料		124
	1 手数料	124
4 繰入金		569,204
	1 一般会計繰入金	569,204
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		14,809
	1 延滞金、加算金及び過料	53
	2 預金利子	1
	3 償還金及び還付加算金	1,000
	4 雑入	13,755
歳入合計		1,626,665

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		40,665
	1 総務管理費	38,414
	2 徴収費	2,251
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,584,500
	1 熊本県後期高齢者医療広域連合納付金	1,584,500
4 諸支出金		1,000
	1 償還金及び還付加算金	1,000
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出	合 計	1,626,665

議第31号

令和6年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算

令和6年度天草市の浄化槽市町村整備推進事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 132,090千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000千円と定める。

令和6年2月19日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
2 使用料及び手数料		58,403
	1 使用料	58,403
6 繰入金		73,675
	1 一般会計繰入金	73,675
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		11
	2 雑入	11
歳入	合計	132,090

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 浄化槽市町村整備推進事業費		114,845
	1 浄化槽市町村整備推進事業費	114,845
3 公債費		17,045
	1 公債費	17,045
4 予備費		200
	1 予備費	200
歳出	合計	132,090

議第32号

令和6年度天草市国民健康保険診療施設特別会計予算

令和6年度天草市の国民健康保険診療施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 296,731千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和6年2月19日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 診療収入		99,000
	1 診療収入	99,000
2 使用料及び手数料		746
	1 手数料	746
5 財産収入		509
	1 財産運用収入	508
	2 財産売却収入	1
6 繰入金		174,420
	1 一般会計繰入金	174,420
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		9,455
	1 諸収入	9,455
9 市債		12,600
	1 市債	12,600
歳入	合計	296,731

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務管理費		189,899
	1 総務管理費	189,899
2 医業費		49,723
	1 医業費	49,723
3 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
4 公債費		56,508
	1 公債費	56,508
5 予備費		600
	1 予備費	600
歳 出	合 計	296,731

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国民健康保険診療施設整備事業	12,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができ る。

令和6年度天草市斎場事業特別会計予算

令和6年度天草市の斎場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 158,252千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

令和6年2月19日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		9,583
	1 使用料	9,583
3 繰入金		142,467
	1 繰入金	142,467
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	2 雑入	1
6 市債		6,200
	1 市債	6,200
歳入	合計	158,252

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 斎場事業費		78,424
	1 斎場事業費	78,424
2 公債費		77,828
	1 公債費	77,828
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出	合 計	158,252

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
斎場整備事業	6,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができ る。

議第34号

令和6年度天草市一町田財産区特別会計予算

令和6年度天草市の一町田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,579千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月19日提出

天草市一町田財産区管理者

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		74
	1 財産運用収入	72
	2 財産売却収入	2
2 繰越金		14,503
	1 繰越金	14,503
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入	合計	14,579

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		1,263
	1 総務管理費	1,263
2 予備費		13,316
	1 予備費	13,316
歳出	合計	14,579

議第 3 5 号

令和 6 年度天草市新合財産区特別会計予算

令和 6 年度天草市の新合財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 2 7 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

天草市新合財産区管理者

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		2
	1 財産売却収入	2
2 繰越金		1,268
	1 繰越金	1,268
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		1,272

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		295
	1 総務管理費	295
2 予備費		977
	1 予備費	977
歳出合計		1,272

令和6年度天草市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度天草市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数		258 床
一般病床		165 床
療養病床		73 床
結核病床		20 床
(2) 延患者数		222,499 人
入院患者数	一般病床	55,845 人
	療養病床	22,630 人
	結核病床	1,825 人
外来患者数	一般外来	133,022 人
	介護サービス	9,177 人

(3) 一日平均患者数		705 人
入院患者数	一般病床	153 人
	療養病床	62 人
	結核病床	5 人
外来患者数	一般外来	454 人
	介護サービス	31 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益			4,453,757 千円
第1項 医業収益			3,624,127 千円
第2項 医業外収益			829,618 千円
第3項 特別利益			12 千円
	支	出	
第1款 病院事業費用			4,428,015 千円
第1項 医業費用			4,375,566 千円
第2項 医業外費用			51,641 千円
第3項 特別損失			8 千円
第4項 予備費			800 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 239,243 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 618 千円及び過年度分損益勘定留保資金 238,625 千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	285,849 千円
第1項 企業債	44,600 千円
第2項 他会計負担金	150,172 千円
第3項 他会計補助金	84,400 千円
第4項 県補助金	6,677 千円

支 出

第1款 資本的支出	525,092 千円
第1項 建設改良費	135,884 千円
第2項 企業債償還金	389,208 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院施設整備事業及び 医療機器整備事業	44,600 千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における医業費用・医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

2,864,997 千円

(2) 交 際 費

477 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計及び国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
病院事業収益	医業外収益	20,799 千円	研究研修費、児童手当等に要する経費等の一部を補助するため(一般会計)
資本的収入	他会計補助金	84,400 千円	国保直診施設が行う医療機器整備事業を補助するため(国民健康保険特別会計)
合計		105,199 千円	

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、380,380 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
取得する資産	医療機器	デジタルX線透視撮影装置	一式

令和6年2月19日提出

天草市長 馬場 昭治

令和6年度天草市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度天草市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	33,618 戸
(2) 年間総給水量	7,804,024 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	21,306 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管路整備事業	256,627 千円
イ 施設整備事業	216,500 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 事業収益	2,164,008 千円
第1項 営業収益	1,796,693 千円
第2項 営業外収益	367,305 千円
第3項 特別利益	10 千円

支 出

第1款 事業費	2,210,315 千円
第1項 営業費用	2,089,091 千円
第2項 営業外費用	120,384 千円
第3項 特別損失	640 千円
第4項 予備費	200 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,086,535千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額60,638千円及び過年度分損益勘定留保資金1,025,897千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	661,635 千円
第1項 企業債	456,800 千円
第2項 出資金	190,435 千円
第3項 工事負担金	14,400 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,748,170 千円
第1項 建設改良費	715,315 千円
第2項 企業債償還金	732,855 千円
第3項 投資有価証券	300,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	456,800千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる資金について、利率の 見直しを行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

170,368千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
事業収益	営業外収益	166,237千円	水道事業会計の経営基盤確立のため。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和6年2月19日提出

天草市長 馬場 昭治

令和6年度天草市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度天草市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数	13,221 戸
(2) 年間総処理水量	4,035,100 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	11,055 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管渠建設改良事業	39,141 千円
イ ポンプ場建設改良事業	230,789 千円
ウ 処理場建設改良事業	253,840 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 事業収益		1,814,963 千円
第1項 営業収益		811,752 千円
第2項 営業外収益		1,003,211 千円
	支 出	
第1款 事業費		1,790,952 千円
第1項 営業費用		1,721,693 千円
第2項 営業外費用		68,559 千円
第3項 特別損失		500 千円
第4項 予備費		200 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額692,102千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額28,801千円、過年度分損益勘定留保資金240,311千円及び当年度分損益勘定留保資金422,990千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第1款 資本的収入		403,044 千円
第1項 企業債		188,800 千円
第2項 補助金		206,274 千円
第3項 受益者負担金及び分担金		7,970 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	1,095,146 千円
第 1 項 建設改良費	527,577 千円
第 2 項 企業債償還金	567,569 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規程に基づく利子補給 (令和 6 年度)	令和 7 年度～令和 11 年度	336 千円
	年度別内訳	
	令和 7 年度	120 千円
	令和 8 年度	92 千円
	令和 9 年度	68 千円
	令和 10 年度	40 千円
令和 11 年度	16 千円	
天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規程に基づく損失補償	金融機関が補償の履行日として指定する期間	天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規程に基づき改造工事を行う者に対し、金融機関が 1 箇所(世帯)につき 700 千円以内で貸付けた融資総額の 50%を限度に損失補償

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	188,800 千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内  (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後にお いては、当該見直し後の利 率)	政府資金についてはその融資条件に より、銀行その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。ただし、市財政 の都合により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借 換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用す

る場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

98,818 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
事業収益	営業外収益	486,739 千円	下水道事業会計の経営基盤確立のため。
資本的収入	補助金	25,274 千円	

令和6年2月19日提出

天草市長 馬場 昭治